

# 信託業法 Q & A

(平成19年9月30日現在)

## ○信託会社関係

関係条文	質 問	回 答
監督指針 3-2-4	「信託業務に関する知識」及び「信託関係法令に関する知識」とは、具体的にどのような知識を想定しているのか。	「信託業務に関する知識」については、営業を行う上で必要となる信託業務全般の基礎的な知識を想定しています。具体的には、信託の仕組み、信託法、信託業法のほか、金融商品の販売等に関する法律、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律など信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務(既存の信託商品の内容、信託の税制等)についての基礎的知識が考えられます。また、「信託関係法令に関する知識」については、当該知識を習得した者が主に法令等遵守部門に配置されることを前提に、信託関係法令についての専門的な知識を想定しています。具体的には、信託法、信託業法その他関係法令(民法、刑法等の基本法の関連部分を含む。)についての(過去の重要判例等も含めた)専門的知識が考えられます。なお、信託契約代理業務、信託受益権販売業務に関する知識についても、「信託業務に関する知識」に準じ、当該業務を行う上で必要となる基礎的な知識を想定しています。
監督指針 5-2-2	「管理型信託業に該当することを確認するため参考となる書面」とは、具体的にどのような書面をいうのか。	申請者が営もうとする信託業が管理型信託業に該当することを証するための補足資料として、リーガルオピニオン、信託契約書案、業務運営マニュアル案などを想定しています。
法第22条	委託先が再委託した先については、信託業法22条(本条により準用される規定を含む)は適用されないのか。	適用されません。ただし、監督指針3-4-2に留意する必要があります。
施行規則 第31条第2号	信託業法施行規則31条2号では「委託者との間で同一の内容の金銭の信託契約を締結したことがある場合」と規定しているが、金銭以外の場合にはこの規定の適用はないのか。また、「同一の内容」の趣旨はどういったものか。	信託財産及び信託契約の内容が同一のものである場合には、信託契約の内容の説明を再度する必要はありません。ここでいう信託財産の内容が同一のものとは、信託財産の価値、性質等が同一であることを意味しており、金銭以外の資産は考えられないため、金銭に限るものとしています。また、信託契約の内容が同一のものとは、その例として、定型信託契約に基づく信託契約が考えられますが、一般的には、委託者保護の趣旨から個別に判断することになります。
法附則第7 条第1項	施行日前(平成16年12月30日)に行われた信託の引受けについて、施行日以降に新たな信託業務の委託があった場合、このような委託先に対して信託業法22条の適用はあるが、同条2項に基づき信託業法28条(信託会社の忠実義務等)及び同法29条(信託財産に係る行為準則)の規定は適用されるのか。	信託業法22条2項において、同法28条から同法30条まで等の規定の適用について、信託会社のみならず当該信託会社から委託を受けた委託先を適用の対象としているのは、信託会社が信託業務の委託をした場合に、本来信託会社に課されるべき行為準則を同様に委託先にも課すことにより、信託財産及び受益者の保護を図るためです。そのため同法附則7条2項により当該信託会社に同法28条から同法30条までの規定の適用がなければ、委託先についても適用されません。
監督指針 3-4-2	施行日前(平成16年12月30日)に行われた信託業務の委託について、委託先が施行日以降に新たな再委託を行おうとする場合、再委託先にも監督指針3-4-2に留意する必要があるのか。	監督指針3-4-2において、委託先に対して再委託先の選定に当たっての留意事項を定めているのは、法令には再委託先の選定要件は規定されていないため、委託が繰り返された場合、信託業法における委託者及び受益者保護を図った委託先の規定が形骸化するおそれがあるためです。そのため信託業法附則7条1項により当該委託先に同法22条の適用がなければ、再委託先についても適用されません。

関係条文	質 問	回 答
規則第52条第4項第1号	「委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属する会社であることを証する書面」とは、具体的にどのような書面をいうのか。	委託者、受託者及び受益者の議決権の保有関係を示す書面(いわゆる樹形図等)のほか、上場会社の場合は有価証券報告書の写し等、非上場会社の場合は株主名簿の写し等を想定しています。
信託法整備法第2条、第3条	新信託法の施行日前(平成19年9月30日)の旧信託法の下で成立した信託について、信託法整備法で改正前の信託業法が適用されるのか。	旧信託法の下で成立した信託(旧法信託)については、原則として旧信託業法が適用されることとなります。 もともと、旧法信託についても、信託行為の定め、又は委託者、受託者及び受益者の書面若しくは電磁的記録による合意によって、適用される法律を新法(新信託法・新信託業法等改正後の法律)とする旨の信託の変更を行うことにより、新法の適用を受ける信託(新法信託)とすることができます(信託法整備法第3条)。 新法では受託者義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定の整備等が行われたところであり、個々の状況に応じて、新法信託を活用することが想定されています。

### ○信託契約代理店関係

関係条文	質 問	回 答
法第2条第9項	資産流動化スキームにおける委託者のためにアレンジメント業務を行う媒介業者は、信託契約代理業の登録は必要か否か。	信託業法2条8項において「信託契約代理業」とは、「信託契約の締結の代理又は媒介を行う営業をいう」と規定していますが、媒介のうち、受託者以外の者のために行うものであって、受託者側に立つ要素が全くない場合には、信託契約代理業としての媒介行為に該当せず、登録は不要です。その判断にあたっては個別具体的に行うことが必要ですが、受託者となる信託会社側に立つ要素が一切ないといえるためには、以下の事項に留意すべきと考えます。 ①受託者となる信託会社(信託銀行を含む。以下同じ。)から直接又は間接的に委託を受けて(間接的な委託とは、再委託、再々委託又はその連鎖をいう。)信託契約の条件の確定又は締結に関与するものでないこと ②信託契約の条件の確定又は締結に関与する対価として、受託者となる信託会社から直接又は間接的に、報酬又は手数料、その他名目のいかんにかかわらず経済的対価を受領する旨を約し、又は受領するものでないこと
その他	信託契約代理業は復代理を認めているか。	信託業法67条2項の規定より、信託契約代理業を営む者は信託会社又は外国信託会社から直接委託を受ける必要があり、復代理は認められません。

(注)「関係条文」欄中、「法」は信託業法、「信託法整備法」は信託法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、「旧信託法」は信託法整備法で改正前の信託法(大正11年法律第62号)、「新信託法」とは信託法(平成18年法律第108号)、「規則」は信託業法施行規則、「監督指針」は信託会社等に関する総合的な監督指針を指しています。